

教育要項（抜粋）

2020年度

学校法人 医療創生大学
千葉・柏リハビリテーション学院
Chiba Kashiwa Rehabilitation College

千葉・柏リハビリテーション学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)に基づき、リハビリテーション技術者として必要な知識・技術を教授し、技術者に必要な態度を学び健康な心身と豊かな人間性をもち、医療・保健及び福祉の充実発展に貢献し得る有能なリハビリテーション医療技術者の養成を行うことを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は、千葉・柏リハビリテーション学院と称し、千葉県柏市大井2673番地の1に置く。

(課程、学科、修業年限、学生定員等)

第3条 本校の課程、学科、修業年限、学生定員、学級数及び在籍年限は、以下のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜区分	修業年限	入学定員	学年学級数	総定員
医療専門課程	理学療法学科	昼	3年	80名	2	240名
	作業療法学科	昼	3年	40名	1	120名

2 本校の在籍年限は6年とする。

(自己点検・自己評価)

第4条 本校は、第1条の目的を達成するために、自己点検・自己評価委員会を置き、点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検・自己評価委員会について必要なことは、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は以下の2期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、以下のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 夏季休業 4週間 8月上旬から8月下旬まで

(4) 冬季休業 2週間 12月下旬から翌年1月上旬まで

(5) 学年末休業 3週間 3月中旬から4月上旬まで

2 前項の規定にかかわらず、学院長が必要と認めた場合は、臨時に休業を行い、または休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、休学、退学等

(入学時期)

第8条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本校に入学することのできる者は、以下の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者

(3) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者

(4) 指定された専修学校の高等課程を修了した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した者

(出願手続き)

第10条 本校への入学を志願する者は、本校所定の入学願書及び学院長が別に定める書類に入学検定料を添えて、学院長が定める指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 11 条 本校は、入学を志願する者に対して、別に定める試験を実施し、入学者選考会議の議を経て合格者を選抜するものとする。

(転入学)

第 12 条 本校への転入学を志願する者は、別に定める手続きにより、転入学の選考を受けることができる。

(編入学)

第 13 条 本校への編入学を志願する者は、別に定める手続きにより、編入学の選考を受けることができる。

(再入学)

第 14 条 本校への再入学を志願する者は、別に定める手続きにより、再入学の選考を受けることができる。

(入学手続及び入学許可)

第 15 条 第 11 条から第 14 条の選考により合格の通知を受けた者は、学院長が定める期日までに別に定める必要書類を提出し、また、第 32 条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学院長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(休学)

第 16 条 病気その他のやむを得ない事由により 2 月以上出席することができないときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学院長に提出の上、許可を得なければならない。

2 病気による休学の場合は、本校所定の書類に医師の診断書を添えなければならない。

3 第 1 項の休学期間は、通算して 3 年を限度とする。

4 休学期間は、第 3 条第 2 項に規定する在籍年限に算入される。

5 休学期間においては、別表(3)に定める在籍料を納入しなければならない。

6 休学開始時期が学期の途中である場合は、その学期の授業料等を全額納入しなければならない。

(復学)

第 17 条 休学した者が復学しようとするときは、あらかじめ本校所定の書類を学院長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 復学開始時期が学期の途中である場合は、その学期の授業料等を全額納入しなければならない。

(出席停止)

第 18 条 学院長は、学校保健安全法により、感染症に罹患し又は罹患の疑いがある学生に対し、出席を停止させることができる。

(退学)

第 19 条 病気その他のやむを得ない事由により退学しようとするときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学院長に提出の上、許可を得なければならない。

- 2 以下の各号のいずれかに該当する者に対して、学院長は退学を命ずることができる。
 - (1) 成業の見込みがないと認められる者
 - (2) 第 3 条第 2 項に定める在学期間を超えた者
 - (3) 第 16 条第 3 項に定める休学期間を超えて、なお復学しない者
 - (4) 学生納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
 - (5) 死亡の届出のあった者
 - (6) 失踪の宣告を受けた者
 - (7) 第 34 条に定める懲戒処分を受けた者

(除籍)

第 20 条 以下のいずれかに該当する者に対して、学院長は除籍処分とすることができる。

- (1) 本校の教育理念に著しく反し、かつその行為・内容が悪質である者
- (2) その他、教職員会議で除籍が適当な処分であると判断された者

第 4 章 教育課程、授業単位数、履修方法等

(教育課程及び授業単位数・時間数)

第 21 条 本校の教育課程及び授業単位数・時間数は別表〈理学療法学科:別表(1)、作業療法学科:別表(2)〉のとおりとする。

(単位)

第 22 条 単位については、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定によるものとし、1 単位の時間数を以下のとおりとする。

- (1) 講義については、15 時間から 30 時間の範囲で定める時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間から 45 時間の範囲で定める時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

(既修得単位の認定)

第 23 条 学院長は、学校教育法に基づく大学、短期大学及び高等専門学校、専修学校(専門課程)で既に履修した科目について、本人からの申請に基づき個々の既修得単位を評価し、当該授業科目が本校の教育内容に相当すると認められるときは、基礎分野に限り、基礎分野の総修得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で単位を認定することができる。

- 2 専門科目及び臨床実習については、他の理学療法士養成施設・作業療法士養成施設において履修した場合に限り、第 1 項の規程により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で既修得単位を認定する。
- 3 ただし、転入学者、編入学者及び再入学者はこの限りではない。
- 4 既修得単位に係る詳細については、別に定める。

(学修の評価)

第 24 条 学修の評価は、定期試験及び実習の成果、履修状況等により総合的に行う。

- 2 学修評価の基準については、別に定める。

(単位の認定)

第 25 条 単位の認定は、教育課程表にある科目を履修し、かつ学修評価において合格した者に対して、教職員会議の議を経て学院長が行う。

(進級の認定)

第 26 条 進級の認定は、当該学年の課程を修得した者に対して、教職員会議の議を経て学院長が行う。

- 2 進級の認定に係る詳細については、別に定める。

(卒業の認定)

第 27 条 卒業の認定は、全課程を修了した者に対して、教職員会議の議を経て学院長が行う。

- 2 卒業の認定に係る詳細については、別に定める。

(称号の授与)

第 28 条 前条により、理学療法学科又は作業療法学科を卒業した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

(資格の取得)

第 29 条 学則第 27 条により卒業の認定を受けた者は、理学療法士法及び作業療法士法第 11 条第 1 号若しくは、第 12 条第 1 号の規程に基づき、理学療法士国家試験若しくは、作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

第 5 章 教職員組織等

(組織)

第 30 条 本校には、以下の教職員を置く。

- (1) 学院長 1 名
 - (2) 学科長 理学療法学科 1 名、作業療法学科 1 名
 - (3) 専任教員 理学療法学科 9 名以上、作業療法学科 6 名以上(学科長を含む)
 - (4) 事務長 1 名
 - (5) 事務職員 2 名以上
 - (6) 学校医 1 名以上
- 2 本校には、以下の教職員を置くことができる。
- (1) 副学院長
 - (2) 広報職員
 - (3) 教務事務職員
 - (4) 図書室職員
 - (5) 学生相談員
 - (6) その他必要な教職員

(組織と運営)

第 31 条 学院長の承認は、理事長が理事会の承認を得て行う。
2 教職員の役割・会議の運営については、別に定める。

第 6 章 入学検定料、学納金等

(入学検定料、学納金)

第 32 条 入学検定料及び学納金の額及び内訳は、別表(3)のとおりとする。
2 本校への入学を志望する者は、入学検定料を納入しなければならない。
3 本校への入学を許可された者は、学納金を納入しなければならない。納入については、全期(4月1日～3月31日)又は、前期(4月1日から9月30日)・後期(10月

- 1日から3月31日)の2回に分け、指定された日までに納入しなければならない。
- 4 一旦納入された入学検定料及び学納金は、原則として返還しない。
 - 5 学院長は、特別の事情があると認めた者に対して、授業料等を減免することができる。
 - 6 学納金以外の教科書代、教材費、実習に係る交通費・宿泊費等教育上必要な費用については、学生が負担するものとする。

第7章 賞罰

(褒章)

- 第33条 学院長は、学生が成績優秀にして、他の者の模範となるときは、表彰することができる。
- 2 褒章に係る詳細については、別に定める。

(懲戒)

- 第34条 学院長は、本校の規則若しくは指導に背いた者、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、懲戒処分とすることができる。
- 2 懲戒は、訓告、停学、退学とする。
 - 3 懲戒に係る詳細については、別に定める。

第8章 健康管理

(健康診断)

- 第35条 定期健康診断は、毎年1回以上実施する。
- 2 定期健康診断の診断項目等については、別に定める。
 - 3 定期健康診断のほか、必要に応じて予防接種を実施することがある。

第9章 図書室

(図書室利用)

- 第36条 本校には、一の図書室を置く。
- 2 図書室の利用及び管理については、別に定める。

第 10 章 雑則

(改廃)

第 37 条 この学則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(1) 理学療法学科 教育課程表

別表(2) 作業療法学科 教育課程表

別表(3) 入学検定料、学納金一覧表

別表(1) 教育課程 理学療法学科

区分	教育内容	規定単位	科目名	授業形態	1年次		2年次		3年次		合計			
					時間数	コマ	時間数	コマ	時間数	コマ	時間数	厚修単位数		
基礎分野	科学的思考の 基盤人間と生活	14	人間関係とコミュニケーション	講義	30	15	2					30	2	
			臨床コミュニケーション論	講義				30	15	2			30	2
			自然科学概論	講義	30	15	2						30	2
			医学情報処理	講義	30	15	2						30	2
			保健体育	講義	30	15	2						30	2
			医学英語	講義	30	15	2						30	2
			心理学	講義	30	15	2						30	2
	小計		180	12	30	2	0	0	0	210	14			
専門	人体の構造と 機能及び心身の 発達	12	解剖学	講義・演習	120	60	4					120	4	
			生理学	講義・演習	120	60	4					120	4	
			生理学演習	演習	45	23	1					45	1	
			運動学Ⅰ	講義・演習	30	15	1					30	1	
			運動学Ⅱ	講義・演習	60	30	2					60	2	
			臨床運動学	演習				45	23	1			45	1
			小計	375	12	45	1	0	0	420	19			
基礎分野	疾病と障害の成 り立ち及び回復 過程の促進	14	病理学	講義	30	15	1					30	1	
			臨床心理学	講義	15	8	1					15	1	
			内科学	講義・演習	30	15	1					30	1	
			整形外科学	講義・演習	30	15	1					30	1	
			神経内科学	講義・演習	30	15	1					30	1	
			精神医学	講義	15	8	1					15	1	
			小児科学	講義	15	8	1					15	1	
			臨床医学と画像診断	講義・演習	30	15	1					30	1	
			老年医学	講義・演習				30	15	1			30	1
			リハビリテーション医学	講義	15	8	1					15	1	
			人体と薬理	講義	15	8	1					15	1	
			予防医学と公衆衛生	講義	30	15	1					30	1	
			救命救急の基礎	講義	15	8	1					15	1	
			人体と栄養	講義	15	8	1					15	1	
小計	285	13	30	1	0	0	315	14						
基礎分野	保健医療福祉と リハビリテーショ ンの理念	4	リハビリテーション概論	講義	30	15	1				30	1		
			職業関連リハビリテーション学	講義	15	8	1				15	1		
			地域マネジメント論	講義				15	8	1		15	1	
			多職種連携演習	演習	45	23	1					45	1	
小計	90	3	15	1	0	0	105	4						
専門分野	基礎理学療法 学	6	障害評価学Ⅰ	講義				30	15	1		30	1	
			障害評価学Ⅱ	講義				30	15	1		30	1	
			基礎理学療法学	講義	30	15	2					30	2	
			運動療法学総論Ⅰ	講義	30	15	1					30	1	
			運動療法学総論Ⅱ	講義				30	15	1			30	1
小計	60	3	90	3	0	0	150	6						
専門分野	理学療法評価 学	6	理学療法評価学Ⅰ	講義	60	30	2					60	2	
			理学療法評価学Ⅱ	講義	60	30	2					60	2	
			理学療法評価学Ⅲ	講義				60	30	2		60	2	
			理学療法画像評価学	講義				15	8	1		15	1	
			小計	120	4	75	3	0	0	195	7			
専門分野	理学療法管理 学	2	理学療法管理学	講義				30	15	2	30	2		
			小計	30	2	30	2							
専門分野	理学療法治療 学	20	運動療法治療学	講義				30	15	1	30	1		
			物理療法治療学	講義			15	8	1		15	1		
			物理療法治療学演習	演習			45	23	1		45	1		
			義肢装具学	講義			30	15	1		30	1		
			義肢装具学演習	演習			45	23	1		45	1		
			日常生活動作治療学	講義			30	15	1		30	1		
			中枢神経疾患理学療法治療学Ⅰ	講義			60	30	2		60	2		
			中枢神経疾患理学療法治療学Ⅱ	講義			30	15	1		30	1		
			骨・関節疾患理学療法治療学	講義			60	30	2		60	2		
			内部障害・呼吸器理学療法治療学	講義			30	15	1		30	1		
			内部障害・呼吸器理学療法治療学演習	演習			45	23	1		45	1		
			小児疾患理学療法治療学	講義			30	15	1		30	1		
			腎臓臓器理学療法治療学	講義			30	15	1		30	1		
			スポーツ理学療法学	講義			30	15	1		30	1		
			総合理学療法学Ⅰ	講義	30	15	1				30	1		
			総合理学療法学Ⅱ	講義			60	30	2		60	2		
			理学療法治療学研究	講義						15	8	1	15	1
小計	30	1	540	17	45	2	615	20						
専門分野	地域理学療法 学	3	生活環境論	講義				30	15	1	30	1		
			地域理学療法学	講義	30	15	1				30	1		
			地域理学療法学演習	演習			45	23	1		45	1		
小計	30	1	75	2	0	0	105	3						
専門分野	臨床実習	20	見学実習	実習	45		1				45	1		
			検査実習	実習				135	3		135	3		
			評価実習	実習				180	4		180	4		
			総合臨床実習Ⅰ	実習					360	8	360	8		
			総合臨床実習Ⅱ	実習					360	8	360	8		
			小計	45	1	315	7	720	16	1080	24			
専門分野	理学療法特論	3	理学療法特論Ⅰ	演習	45	23	1				45	1		
			理学療法特論Ⅱ	演習				45	23	1	45	1		
			理学療法特論Ⅲ	講義						30	15	1	30	1
			小計	45	1	45	1	30	15	1	120	3		
合計	104	合計	1280	51	1260	38	825	21	3345	110				

区分	教育内容	新 規 定	規 定 単 位	科目名	授業形態	1年次			2年次			3年次			合計				
						時間数	コマ数	履修単位数	時間数	コマ数	履修単位数	時間数	コマ数	履修単位数	時間数	コマ数	履修単位数		
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	14	14	人間関係とコミュニケーション	講義	30	15	2							30	15	2		
				自然科学概論	講義	30	15	2								30	15	2	
				医学情報処理	講義	30	15	2								30	15	2	
				保健体育	講義	30	15	2								30	15	2	
				医学英語	講義	30	15	2								30	15	2	
				心理学	講義	30	15	2								30	15	2	
				文章表現法	講義	30	15	2								30	15	2	
				小計		210	105	14								210	105	14	
専門基礎	人体の構造と機能 及び 心身の発達	12	13	解剖学	講義	120	60	4							120	60	4		
				生理学	講義	120	60	4							120	60	4		
				人間発達	講義	15	8	1								15	8	1	
				運動学Ⅰ	講義・演習	30	15	1								30	15	1	
				運動学Ⅱ	講義・演習				60	30	2					60	30	2	
				運動学演習	演習				45	23	1					45	23	1	
	小計		285	143	10	105	53	3					390	196	13				
	基礎分野	疾病と障害の成り立ち 及び 回復過程の促進	14	14	病理学	講義・演習	30	15	1							30	15	1	
					臨床心理学	講義	15	8	1								15	8	1
					内科学	講義・演習	30	15	1								30	15	1
					整形外科学	講義・演習	30	15	1								30	15	1
					神経内科学	講義・演習	30	15	1								30	15	1
					臨床医学と画像診断	講義・演習	30	15	1								30	15	1
精神医学					講義・演習	30	15	1								30	15	1	
小児科学					講義・演習	30	15	1								30	15	1	
老年医学					講義・演習				30	15	1					30	15	1	
予防医学と公衆衛生					講義	15	8	1								15	8	1	
リハビリテーション医学	講義・演習				30	15	1					30	15	1					
人体と薬理	講義	15	8	1								15	8	1					
救命救急の基礎	講義	15	8	1								15	8	1					
人体と栄養	講義	15	8	1								15	8	1					
小計		285	145	12	60	30	2					345	175	14					
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	4	4	職業関連リハビリテーション学	講義	15	8	1							15	8	1		
				リハビリテーション概論	講義	30	15	1								30	15	1	
				地域マネジメント論	講義				15	8	1					15	8	1	
				多職種連携演習	演習	45	23	1								45	23	1	
				小計		90	46	3	15	8	1					105	54	4	
						1年次			2年次			3年次			合計				
区分	教育内容	新 規 定	規 定 単 位	科目名	授業形態	時間数	コマ数	履修単位数	時間数	コマ数	履修単位数	時間数	コマ数	履修単位数	時間数	コマ数	履修単位数		
専門基礎	基礎作業療法	5	6	作業療法概論	講義・演習	30	15	1							30	15	1		
				作業療法理論	講義				15	8	1					15	8	1	
				作業療法研究法	講義・演習				30	15	1						30	15	1
				作業療法研究法演習	演習							45	23	1			45	23	1
				基礎作業分析学	講義・演習	30	15	1									30	15	1
				基礎作業分析学演習	演習	45	23	1									45	23	1
	小計		105	53	3	45	23	2	45	23	1			195	99	6			
	作業療法管理学	2	2	作業療法運営管理	講義							30	15	2	30	15	2		
				小計									30	15	2	30	15	2	
	作業療法評価学	5	6	身体機能障害作業療法評価学Ⅰ	講義・演習				30	15	1				30	15	1		
				身体機能障害作業療法評価学Ⅱ	講義・演習				30	15	1				30	15	1		
				精神機能作業療法評価学Ⅰ	講義・演習				30	15	1				30	15	1		
				精神機能作業療法評価学Ⅱ	講義・演習				30	15	1				30	15	1		
身体機能作業療法評価学演習				演習	45	23	1				45	23	1			45	23	1	
精神機能作業療法評価学演習				演習	45	23	1				45	23	1			45	23	1	
小計		210	106	6				210	106	6			210	106	6				
作業療法治療学	19	19	義肢装具学	講義				30	15	2				30	15	2			
			日常生活動作援助論	講義				30	15	2				30	15	2			
			日常生活動作援助論演習	演習				45	23	1				45	23	1			
			中枢神経疾患作業療法治療学Ⅰ	講義・演習				30	15	1				30	15	1			
			中枢神経疾患作業療法治療学Ⅱ	講義・演習				30	15	1				30	15	1			
			身体障害作業療法治療学演習	演習	45	23	1				45	23	1			45	23	1	
			運動器疾患作業療法治療学	講義				30	15	2					30	15	2		
			内部疾患作業療法治療学	講義				30	15	2					30	15	2		
			精神疾患作業療法治療学Ⅰ	講義・演習				30	15	1					30	15	1		
			精神疾患作業療法治療学Ⅱ	講義・演習				30	15	1					30	15	1		
			精神疾患作業療法治療学演習	演習	45	23	1				45	23	1			45	23	1	
			発達障害作業療法治療学	講義				30	15	2					30	15	2		
			老年期作業療法治療学	講義・演習				30	15	1					30	15	1		
老年期治療学演習	演習	45	23	1				45	23	1			45	23	1				
小計		480	242	19				480	242	19			480	242	19				
地域作業療法	4	5	生活環境論	講義				30	15	2				30	15	2			
			地域作業療法	講義				30	15	2				30	15	2			
			地域作業療法演習	演習				45	23	1				45	23	1			
			小計				105	53	5					105	53	5			
			臨床実習	22	26	見学実習Ⅰ	実習	45		1						45		1	
見学実習Ⅱ	実習	45		1								45		1					
検査実習	実習				45		1					45		1					
評価実習Ⅰ	実習				135		3					135		3					
評価実習Ⅱ	実習				135		3					135		3					
総合臨床実習Ⅰ	実習							360		8		360		8					
総合臨床実習Ⅱ	実習							360		8		360		8					
地域実践実習	実習							45		1		45		1					
小計		90		2	315		7	765		17		1170		26					
選択必修専門分野	作業療法治療学特論	3	集団的作業療法特論	演習	45	23	1							45	23	1			
			遊び・余暇活動特論	演習	45	23	1							45	23	1			
			ハンドセラピー特論	演習				45	23	1				45	23	1			
			福祉機器特論	演習				45	23	1				45	23	1			
			高次脳機能障害特論	演習				45	23	1				45	23	1			
			臨床作業療法特論	演習				45	23	1				45	23	1			
			徒手療法特論	演習							45	23	1	45	23	1			
			保健統計分析学特論	演習							45	23	1	45	23	1			
			小計		45	23	1	45	23	1	45	23	1	135	69	3			
			合計		101	112			1110	515	45	1380	538	46	885	61	21	3375	1114

別表(3) 入学検定料、学納金一覧表

1.入学検定料 30,000円

2.学納金

内訳	1年次	2年次	3年次
入学金	300,000円	—	—
授業料	800,000円	800,000円	800,000円
施設設備費	350,000円	350,000円	350,000円
実験実習費	350,000円	400,000円	400,000円
合計	1,800,000円	1,550,000円	1,550,000円

3.休学期間の在籍料

休学期間においては、在籍料として半期ごとに18,000円を納めなければならない。

ただし、休学期間が学期の途中である場合は、次の学期より在籍料を納入する。